

小型特殊自動車 Q & A

目次

Q 1. 小型特殊自動車とは？	2
Q 2. 小型特殊自動車の登録は必ずしなければならないのですか？	2
Q 3. 年に数回しか使用しておらず公道を走行しませんが、登録は必要ですか？	3
Q 4. 税額はいくらですか？	3
Q 5. 軽自動車税が課税される条件は？	3
Q 6. 何年も前から所有していましたが登録していませんでした	3
Q 7. 登録方法は？	3
Q 8. 廃車手続きは？	4
Q 9. しばらく使用する予定がないので標識を返納したい	4
Q 10. 償却資産として申告していた場合は？	4
Q 11. 事業（農業）所得の申告では経費として計上できますか？	5

Q 1. 小型特殊自動車とは？

A 1. 下記の要件を満たす車両は小型特殊自動車に該当し、軽自動車税の対象となるため、登録が必要です。（道路運送車両法施行規則別表第一（同法第二条関係））

		最高速度	長さ	幅	高さ
農耕作業用	乗用	時速 35 km/時未満	制限なし		
その他作業用		時速 15 km/時以下	4.70 m以下	1.70 m以下	2.80 m以下

【農耕作業用】

農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

【その他作業用】

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

※排気量の制限はありません。

※乗用でないもの（歩行型農作業機等）は軽自動車税の対象ではありませんが、事業用資産の場合は固定資産税（償却資産）の対象になります。

Q 2. 小型特殊自動車の登録は必ずしなければならないのですか？

A 2. はい。たつの市税条例により登録が必要です。

軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に市への登録をお願いします。

Q 3. 年に数回しか使用しておらず公道を走行しませんが、登録は必要ですか？

A 3. はい。軽自動車税は車両の所有者または使用者に対して課税されるものであり、使用頻度や公道走行の有無は問いません。

Q 4. 税額はいくらですか？

A 4. 下記のとおりです。平成28年度から税額が変更となっています。

	平成27年度まで	平成28年度から
農耕作業用	1, 600円	2, 400円
その他作業用	4, 700円	5, 900円

Q 5. 軽自動車税が課税される条件は？

A 5. 賦課期日（毎年4月1日）時点における車両の所有者または使用者に課税されます。

Q 6. 何年も前から所有していましたが登録していませんでした

A 6. すみやかに登録をお願いします。

Q 7. 登録方法は？

A 7. たつの市役所税務課または各総合支所地域振興課の窓口で申告を受け付けています。

《必要なもの》

- ・所有者および使用者の印鑑（認印可）
- ・販売証明書または譲渡証明書

※販売証明書または譲渡証明書がない場合は、車両の写真（側面・後面・車台番号）および車台番号の石刷りが必要です。

Q 8 . 廃車手続きは？

A 8 . 廃棄、譲渡、転出、盗難等の理由により廃車手続きを行う場合は、たつの市役所税務課または各総合支所地域振興課の窓口にて手続きをお願いします。

《必要なもの》

- ・所有者および使用者の印鑑（認印可）
- ・ナンバープレート
- ・標識交付証明書

Q 9 . しばらく使用する予定がないので標識を返納したい

A 9 . 一時的に使用されない場合であっても、所有されていれば課税対象となるため返納はできません。

Q 10 . 償却資産として申告していた場合は？

A 10 . たつの市役所税務課資産税係の窓口で償却資産の抹消申告を行ってください。

《必要なもの》

- ・印鑑

償却資産の抹消申告手続きとあわせて、たつの市役所税務課市民税係の窓口で軽自動車税の申告を行ってください。

《必要なもの》

→Q 7 を参照してください。

Q 1 1 . 事 業（農 業）所 得 の 申 告 で は 経 費 と し て 計 上 で き ま す か ？

A 1 1 . 軽自動車税対象の小型特殊自動車であっても事業（農業）所得の申告時には減価償却資産として経費計上できます。また、納付された軽自動車税は、事業（農業）所得の申告時に経費として計上できます。

お問い合わせ先

たつの市役所	税務課市民税係	電話：0791 - 64 - 3145
新宮総合支所	地域振興課税務係	電話：0791 - 75 - 0251
揖保川総合支所	地域振興課税務係	電話：0791 - 72 - 2525
御津総合支所	地域振興課税務係	電話：079 - 322 - 1001